平成２２年（フ）第３０号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目121番地　当真アパート201
債務者　奥濱　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目250番地１　ゆうなみ荘１－Ｃ
債務者　嘉數　政司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０号
山口県周南市大字大河内700番地の462
債務者　橋迫　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７６６号
愛知県豊田市京町５丁目５番地10、住民票上の住所愛知県豊田市東梅坪町４丁目６番地12　Ｔステージ東梅坪601号
債務者　福冨　康平
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
愛知県豊田市東新町３丁目23番地１　グリーンハイツＢ201、住民票上の住所愛知県名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地の75
債務者　神野　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
愛知県豊田市岩倉町馬場85番地　ウイングヒルズ岩倉Ｃ105号
債務者　鈴木　洋樹
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０２５号
岡山県玉野市槌ケ原1021番地52
債務者　井上　　等
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
岡山市中区神下191番地１　東岡山Ｂ３―302
債務者　藤原真寿美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
岡山市北区下中野715番地107　セントフォレスト下中野Ａ401号
債務者　田村　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７号
岡山市北区平田160番地108
債務者　平田　啓子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
岡山市南区浦安西町135番地18
債務者　賴　　昌輝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３号
岡山県瀬戸内市邑久町福中437番地
債務者　吉岡　克浩
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
熊本県八代市上野町3774番地17
債務者　田村　倍利
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３１２４号
東京都目黒区中町１丁目５―12
債務者　高野　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１５８号
東京都品川区北品川１丁目５－１―914
債務者　桃原良一郎
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１５９号
東京都品川区北品川１丁目５－１―914
債務者　桃原　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部